



市 章

大津市公報

令 和 2 年 6 月 8 日
号 外 (第 45 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

条 例

- 38 令和2年度における市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... 1
- 39 大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例..... 1

条 例

令和2年度における市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月8日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第38号

令和2年度における市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和2年度における市長等の給与の特例に関する条例(令和2年条例第6号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び常勤の監査委員」の次に「(以下「市長等」という。)」を加え、本則を第1条とし、同条に見出しとして「(市長等の給料月額の特例)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(令和2年6月分の期末手当の特例)

第2条 大津市長及び副市長の給与に関する条例、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例並びに前条の規定にかかわらず、市長等に対する令和2年6月分の期末手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月8日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第39号

大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

大津市公設地方卸売市場条例(昭和63年条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「～第5条」を「第5条の2」に、「～第16条」を「第16条」に、「～第23条」を「第23条」に、「～第26条」を「第26条」に、「第27条～」を「第26条の2」に、「第3章 売買取引及び決済の方法(第

「第3章 売買取引及び決済に関する遵守事項

33条～第58条)」を 第1節 売買取引の方法等(第33条 第50条) に、「第3章の2」を「第4章」に、第2節 決済の方法等(第51条 第57条) 」

「第58条の2」を「第58条」に、「第4章」を「第5章」に、「～第67条」を「第67条」に、「第5章」を「第6章」に、「第68条～」を「第67条の2」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に、「～第77条」を「第77条」に改める。

第1条中「について、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第56条第2項の規定に基づき市場」を削り、「定め」を「定め、」に、「確保し、もって生鮮食料品等」を「確保することにより、生鮮食料品等(卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。)」に改め、「図り、」の次に「もって」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

卸売業者 法第2条第4項に規定する卸売業者であって、第6条の2第1項の許可を受けたものをいう。

仲卸業者 法第2条第5項に規定する仲卸業者であって、第18条第1項の許可を受けたものをいう。

売買参加者 第24条第1項の承認を受けて市場において卸売業者から卸売を受ける者をいう。

関連事業者 第27条第1項の許可を受けて関連事業(市場内の店舗その他の施設において市場の機能の充実に図り、又は市場の利用者に便益を提供するための業務に係る事業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。第2条中「61,760平方メートル」を「71,063平方メートル」に改める。

第3条第1項中「(法第2条に規定する生鮮食料品等をいう。以下同じ。)」を削り、同項ただし書を削る。

第5条第2項中「(法第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)」を削り、第1章中同条の次に次の1条を加える。

(差別的取扱いの禁止)

第5条の2 市長は、市場の業務の運営に関し、卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第6条の次に次の1条を加える。

(卸売の業務の許可)

第6条の2 卸売の業務(市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、取扱品目の部類ごとに行う。

3 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項の許可をすることにより卸売業者の数が前条において取扱品目の部類ごとに定める数を超えることとなるときは、その許可をしてはならない。

法人でないとき。

第11条の2又は第70条第1項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しないとき。

卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しないとき。

仲卸業者であるとき。

卸売の業務を執行する役員のうち、次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 仲卸業者又は他の卸売業者の役員又は使用人

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

第7条第1項中「法第58条第1項の知事」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「保証金」を「保証金」に改め、同条第3項中「同期間経過後」を「当該期間を経過した日から」に、「する」を「する日」に改める。

第10条第1項中「、卸売業者が」の次に「第59条第1項の規定に基づく指定を受けた市場施設に係る第65条第1項の」を加える。

第11条の次に次の4条を加える。

(卸売の業務の許可の取消し)

第11条の2 市長は、卸売業者が第6条の2第3項第5号に該当することとなったとき、又は卸売の業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、同条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が正当な理由がないのに次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の2第1項の許可を取り消すことができる。

その許可の通知を受けた日から起算して30日以内に保証金を預託しないとき。

その許可の通知を受けた日から起算して30日以内に卸売の業務を開始しないとき。

引き続き30日以上卸売の業務を休止したとき。

卸売の業務を行わないとき。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第11条の3 卸売業者が事業(卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 第6条の2第3項の規定は、前2項の認可について準用する。この場合において、第6条の2第3項中「第1項の許可を受けようとする者」とあるのは「第11条の3第1項又は第2項に規定する譲受人又は合併後存続

する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により卸売の業務を承継する法人」と、「同項の許可」とあるのは「同条第1項又は第2項の認可」と、「その許可」とあるのは「これらの認可」と読み替えるものとする。

(商号変更等の届出)

第11条の4 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

卸売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

商号を変更したとき。

本店の所在地を変更したとき。

資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

卸売の業務を廃止したとき。

2 卸売業者が解散したときは、当該卸売業者の清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の作成等)

第11条の5 卸売業者は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)第21条第1項に定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書(同条第3項に規定する財務に関する情報が記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由があるときを除き、これを閲覧させなければならない。

第12条第1項中「その者について」を削り、同条第3項中「ときは」を「場合は」に、「ともに」を「ともに、」に、「対し」を「対し、」に改め、同条第4項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号を次のように改める。

禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

第12条第4項に次の1号を加える。

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

第14条中「若しくは第4号」を「、第4号若しくは第6号」に改める。

第17条中「(次条第1項の規定により市長の許可を受けて市場において仲卸しの業務(市長が市場内に設置する売場において卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)」を削る。

第18条第1項を次のように改める。

仲卸しの業務(市長が市場内に設置する売場において卸売業者から卸売を受けた生鮮食料品等を仕分けし、又は調整して販売する業務をいう。以下同じ。)を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

第18条第3項中「するとき」の次に「、又は同項の許可をすることにより仲卸業者の数が前条において取扱品目の部類ごとに定める最高限度を超えることとなるとき」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「市場において」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「うちに」を「うちに、」に改め、同号ア中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同号イを次のように改める。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

第18条第3項第6号ウ中「卸売業者若しくは」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第5号とする。

エ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

第19条第3項中「に係る」を「が第59条第1項の規定に基づく指定を受けた市場施設に係る第65条第1項の」に改める。

第20条第1項中「第18条第3項第2号、第5号若しくは第6号のいずれか」を「第18条第3項第5号」に改める。

第21条第1項中「市場における」を削り、同条第2項中「の合併」を「たる法人の合併」に改め、「市場における」を削り、同条第3項中「、第1項又は第2項」を「、前2項」に改め、「市場における」を削り、「その許可」を「同項の許可」に改め、「認可」との次に「、「その許可」とあるのは「これらの認可」と」を加える。

第22条第1項第4号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。

第24条第1項中「除く。）」は「の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第3項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項に次の2号を加える。

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに第1号、第2号、第4号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

第25条第1項中「前条第1項の承認を受けた者(以下「売買参加者」という。)」を「売買参加者」に改め、同項第3号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。

第26条中「又は第4号」を「若しくは第4号から第6号までのいずれか」に改める。

第2章第4節中第27条の前に次の1条を加える。

(関連事業者の区分及び数の最高限度)

第26条の2 関連事業者の区分は、次に掲げるとおりとする。

第3条第1項に定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者その他市場の機能の充実に資するものとして規則で定める業務に係る事業を営む者(以下「第1種関連事業者」という。)

飲食業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務に係る事業を営む者(以下「第2種関連事業者」という。)

2 関連事業者の数の最高限度は、関連事業者の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

第1種関連事業者 34

第2種関連事業者 10

第27条第1項を次のように改める。

関連事業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

第27条第2項中「とき」の次に「、又は同項の許可をすることにより関連事業者の数が前条第2項において関連事業者の区分ごとに定める最高限度を超えることとなるとき」を加え、同項第1号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号を次のように改める。

禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

第27条第2項第4号中「前項各号に規定する業務(以下「関連事業」という。)」を「関連事業」に改め、同項に次の2号を加える。

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

第28条第1項中「前条第1項の許可を受けた者(以下「関連事業者」という。)」は、その」を「関連事業者は、前条第1項の」に改め、同条第3項中「に係る」を「が第59条第1項の規定に基づく指定を受けた市場施設に係る第65条第1項の」に改める。

第29条第1項中「若しくは第2号」を「、第2号、第5号若しくは第6号のいずれか」に改める。

第31条第1項中「市場における」を削り、同条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同条第4項中「者」と、「」の次に「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「」を加える。

第32条第1項第4号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改める。

第3章の章名中「の方法」を「に関する遵守事項」に改め、同章中第33条の前に次の節名を付する。

第1節 売買取引の方法等

第34条第1項を次のように改める。

卸売業者が市場において行う卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法によるものとする。

第34条第2項を削り、同条第3項中「卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる生鮮食料品等については」を「前項の規定にかかわらず、卸売業者は」に、「よらなければ」を「より卸売を行わなければ」に改め、同項第1号中「災害の発生、自動車交通の渋滞その他の事情」を「災害の発生等」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第35条第1項中「法第58条第1項の知事」を「第6条の2第1項」に、「場合も」を「ときも、」に改め、同条第2項中「卸売業務」を「卸売の業務」に改める。

第36条の見出しを「(卸売業者による差別的取扱いの禁止等)」に改め、同条第1項中「市場における」を削り、「若しくは売買参加者」を「その他の買受人」に改める。

第37条及び第38条を次のように改める。

(卸売の相手方の制限)

第37条 卸売業者は、卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、市長が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したときは、この限りでない。

2 卸売業者は、前項ただし書の規定により、市長の許可を受けて仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、その卸売に係る品目の卸売の数量その他規則で定める事項について、当該卸売をした日の属する月の翌月の10日までに市長に届け出なければならない。

(市場外にある保管場所の届出)

第38条 卸売業者は、卸売の業務を行うに当たり、卸売をするために市場外の場所に生鮮食料品等を保管しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第39条から第42条までを削る。

第43条第1項中「(第38条第1項第3号の規定により卸売をする受託物品のうち、市場外で引渡しをする受託物品(以下「電子商取引に係る受託物品」という。)を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書に規定する場合」を「前項ただし書の上承を得られたとき」に、「前2項」を「同項本文」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第39条とする。

第44条第1項中「又は売買参加者」を「その他の買受人」に改め、同条第2項中「及び売買参加者」を「その他の買受人」に改め、同条第3項中「又は売買参加者」及び「若しくは売買参加者」を「その他の買受人」に改め、同条第4項中「又は売買参加者」を「その他の買受人」に改め、同条を第40条とする。

第45条の前の見出しを削り、同条第2項ただし書を次のように改め、同項各号を削る。

ただし、市長が市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めて許可したときは、この限りでない。

第45条第3項を次のように改める。

3 仲卸業者は、前項ただし書の規定により、市長の許可を受けて卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、その販売に係る品目の販売の数量その他規則で定める事項について、当該販売をした日の属する月の翌月の10日までに市長に届け出なければならない。

第45条第4項及び第5項を削り、同条を第41条とし、同条の前に見出しとして「(仲卸業者の業務の規制)」を付する。

第46条第1項及び第3項中「場合も」を「ときも、」に改め、同条を第42条とする。

第47条第2項中「、仲卸業者又は売買参加者」を「又は仲卸業者その他の買受人」に改め、「ときは、」の次に「その」を加え、同条を第43条とする。

第48条第1号中「又は仲卸業者若しくは売買参加者」を「若しくは仲卸業者その他の買受人」に改め、同条第2号中「若しくは売買参加者」を「その他の買受人」に改め、同条を第44条とする。

第49条を第45条とし、同条の次に次の2条を加える。

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第46条 卸売業者は、市場における売買取引の条件について、次に掲げる事項を、卸売場又は当該卸売業者の主たる事務所の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

営業日及び営業時間

取扱品目

生鮮食料品等の引渡しの方法

委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関して出荷者又は買受人が負担する費用(以下「委託手数料等」という。)の種類、内容及び額

生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

売買取引に関して奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金等」という。)を出荷者又は買受人に交付する場合には、その種類、内容、交付の基準及び額

(市長による売買取引の方法の公表)

第47条 市長は、第34条に規定する売買取引の方法を市場内の掲示板への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。

第50条第1項中「毎開場日、規則で定めるところにより、次に掲げる」を「開場日ごとに、卸売の開始時刻までに、当日卸売をする」に、「数量及び主要な産地」を「卸売予定数量」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「規則で定めるところにより、毎開場日、次に掲げる」を「開場日ごとに、卸売の終了後速やかに、当日卸売をした」に改め、「産地、」を削り、「並びに高値、中値及び安値に区分した」を「及び」に改め、「(消費税額及び地方消費税額を含む。第52条において同じ。)」を削り、同項各号を削り、同条第3項中「前月中」を「その月の前月」に改め、同条を第48条とする。

第51条中「毎開場日、次に掲げる」を「開場日ごとに、当日卸売をする」に、「数量及びその主要な産地」を「卸売予定数量」に、「に掲示」を「への掲示その他の適切な方法により公表」に改め、同条各号を削り、同条に次の2項を加え、同条を第49条とする。

2 卸売業者は、開場日ごとに、卸売の終了後速やかに、当日卸売をした生鮮食料品等について、主要な品目の

卸売の数量及び卸売価格を、卸売場の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 卸売業者は、毎月10日までにその月の前月の委託手数料等の種類ごとの受領額及び同月中に奨励金等を交付した場合にあってはその種類ごとの交付額を、卸売場又は当該卸売業者の主たる事務所の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表しなければならない。

第52条第1項中「第50条第1項」を「第48条第1項」に、「次に掲げる」を「当日卸売をされる」に、「数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売をされた主要な品目の数量及びその価格」を「卸売予定数量」に、「に掲示」を「への掲示その他の適切な方法により公表」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第50条第2項」を「第48条第2項」に、「次に掲げる」を「当日卸売をされた」に、「品目ごとの主要な産地、」を「品目の」に、「並びに高値、中値及び安値に区分した」を「及び」に改め、同項各号を削り、同条を第50条とし、同条の次に次の節名を付する。

第2節 決済の方法等

第53条の見出しを「(卸売業者の決済の方法)」に改め、同条第1項本文中「売買仕切書」の次に「を送付し、」を加え、「送付しなければ」を「支払わなければ」に改め、同項ただし書中「売買仕切書」の次に「の送付」を加え、「送付」を「支払」に、「ではない」を「でない」に改め、同条第2項中「第57条ただし書」を「第53条ただし書」に、「数量)」を「地方消費税額の合計額並びに数量)」に改め、同条を第3章第2節中第51条とし、同条の次に次の1条を加える。

(買受代金の決済の方法)

第52条 卸売業者から生鮮食料品等を買受けた仲卸業者及び売買参加者は、当事者間で定める期日までに、当事者間で定める方法により、卸売業者に対し、当該生鮮食料品等に係る買受代金を支払うものとする。

2 前項の規定は、仲卸業者から生鮮食料品等を買受けた者その他市場の取引において買受けた者について準用する。

第54条から第56条までを削り、第57条を第53条とし、同条の次に次の4条を加える。

(市長による決済の方法の公表)

第54条 市長は、第51条に規定する売買仕切金及び第52条に規定する買受代金の支払期日、支払方法その他の決済の方法を市場内の掲示板への掲示その他の適切な方法により公表するものとする。

第55条から第57条まで 削除

第58条を削る。

第72条の見出しを「(卸売の業務の代行)」に改める。

第75条第1項中「者」の次に「(以下「市場入場者」という。)」を加える。

第7章を第8章とし、第6章を第7章とする。

第5章中第68条の前に次の1条を加える。

(指導及び助言)

第67条の2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、第3章及び第4章に定める事項の遵守に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

第68条第1項中「その職員」を「本市の職員(以下「職員」という。)」に改める。

第69条中「市場における」を削る。

第70条第1項中「料し」の次に「、第6条の2第1項の許可を取り消し」を加える。

第5章を第6章とする。

第59条の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条第3項ただし書中「ではない」を「でない」に改め、同条第4項中「係る」の次に「第65条第1項の」を加える。

第62条中「業務許可」を「業務の許可」に改める。

第65条第1項中「市場施設使用料」の次に「(以下「市場施設使用料」という。)」を加え、同条第3項中「。以下同じ」を削り、「使用者」を「市場施設使用者」に改める。

第66条第1項中「会議室」を「別表第2に定める会議室(以下「会議室」という。)」に改め、同条第2項中「使用者の」を「使用の」に改め、「会議室使用料」の次に「(以下「会議室使用料」という。)」を加える。

第67条中「減免」を「減額し、又は免除」に改める。

第4章を第5章とする。

第58条の2の見出しを削り、同条を第3章の2中第58条とする。

第3章の2を第4章とする。

附則第3項中「法第58条第1項の知事」を「第6条の2第1項」に、「はじめて」を「初めて」に改める。

別表第1 仲卸売場の項中「第45条第2項ただし書」を「第41条第2項ただし書」に改める。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 会議室の使用時間に1時間に満たない時間がある場合には、1時間に満たない時間を1時間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)第1条の規定による改正前の卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「旧卸売市場法」という。)第58条第1項の規定による許可を受けて市場において卸売の業務(旧卸売市場法第4条第2項第4号に規定する卸売の業務をいう。)を行っている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、この条例による改正後の大津市公設地方卸売市場条例(以下「新条例」という。)第6条の2第1項の規定による許可を受けたものとみなす。
- 3 市長は、新条例第6条の2第1項、第18条第1項若しくは第27条第1項の許可又は新条例第12条第1項の登録の申請があった場合において、その申請を行った者が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年(新条例第6条の2第1項の許可の申請にあっては、2年)を経過しないもの(以下「罰金刑者」という。)であるとき(新条例第6条の2第1項又は第18条第1項の許可の申請を行った者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員のうち罰金刑者があるものであるときを含む。)は、新条例第6条の2第1項、第12条第1項、第18条第1項及び第27条第1項の規定にかかわらず、当該許可又は登録をしてはならない。
- 4 新条例第37条第1項ただし書又は第41条第2項ただし書の許可の申請及び許可は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 5 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大津市公設地方卸売市場条例第38条第1項第1号の規定による市長の指定を受けた場所に生鮮食料品等を保管している者は、施行日に、新条例第38条の届出をしたものとみなす。
- 6 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る会議室使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る会議室使用料については、なお従前の例による。